単　価　契　約　書

高根沢町（以下「発注者」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下「受注者」という。）とは、受注者が　　　　　　　　　　　　　　　　を、発注者に供給し、発注者が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第１条　この契約の要項は、次のとおりとする。

　　（１）品名及び品質

　　（２）単　　　　価　　金　　　　　　円(消費税及び地方消費税を除く｡)

　　（３）契約期間　　令和　　（　　）年　　月　　日から

令和　　（　　）年　　月　　日まで

　　（４）納入場所　　発注者の指定する場所

　　（５）代金支払場所　　受注者の指定する金融機関の預金口座振込み

（契約保証金）

第２条　発注者は、受注者が納付すべき契約保証金を免除する。

（納入方法）

第３条　受注者は、第１条第３号の契約期間中発注者の発注があるごとに、その都度、発注者が指定する日までに契約対象品（以下「現品」という。）を納入するものとする。この場合、受注者は、納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。

（検査）

第４条　発注者は、現品の納入を受けたときは、直ちに受注者の職員の立会いのもとに検査を行う。

２　検査の結果不良品があるときは、受注者は、当該不良品を直ちに引き取り、発注者の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

３　検査に合格したときは、発注者は現品を受領し、直ちに受領書を受注者に交付する。

４　現品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損したものの損失は、受注者の負担とする。

（危険負担）

第５条　前条第３項の受領の前に生じた現品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

（代金支払）

第６条　受注者は、納品の都度、発注者の確認を得て、契約単価に納品数を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算した代金の支払を発注者に請求するものとし、発注者は、受注者からの適法な支払請求書を受理してから30日以内に代金を支払うものとする。なお、消費税は、１円未満を切り捨てた額とする。

（納入の延期）

第７条　受注者が物品を発注者の指定する日までに納入しない場合は、発注者は、特に遅滞料を徴収して納入の延期を承認することができる。この場合の遅滞料は、その期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて得た額とし、売買代金支払の際に売買代金から控除するものとする。

２　天災地変等で発注者がやむを得ないと認めるとき又は発注者の都合により納入日が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。

（事情変更）

第８条　発注者は、必要があるときは、納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

（解除等）

第９条　次の各号のいずれかの事情が生じたときは、発注者は、催告なしにこの契約を解除することができる。

（１）受注者がこの契約に違反したとき。

（２）受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。

２　前項第１号の規定によりこの契約が解除された場合は、受注者は、違約金として契約単価に予定数量を乗じた額の100分の10の額を発注者に支払うものとする。

３　第１項第２号の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は発注者にその損失の補償を求めることができない。

４　受注者は、前条に規定する中止期間が３か月以上に及ぶときは、発注者と協議の上、契約の全部又は一部を解除することができる。

（費用の負担）

第10条　この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

（疑義等の決定）

第11条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し、疑義が生じた時は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　　令和　　（　　）年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　発注者　　　栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高根沢町長　　神　林　秀　治

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者